

第13号議案参考資料

議案名

桶川市行政手続条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 聴聞の通知に係る公示送達について、インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等をとるための規定を整備する。 (第15条関係)

(2) (1)の改正に伴い、引用部分の整理等を行う。

(第16条及び第22条関係)

(3) 聴聞に関する手続を準用する弁明の機会の付与について、聴聞の通知に係る公示送達と同様の取扱いとするため、引用部分の整理等を行う。 (第29条関係)

3 施行期日

令和8年5月21日